

長らくのご利用、ありがとうございました。

「若者奨励金事業」の見直しについてお知らせします。

八王子市では、「はちおうじ就職ナビ」に掲載されている中小企業等に就職した市内在住の若者に、奨励金(10万円)を交付する「若者奨励金事業」を実施していましたが、制度を見直し今後は「定住促進奨学金返還支援事業」として新たに実施することとなりました。

ついては、事業の終了時期等の取扱いについて下記のとおりお知らせいたします。内容をご確認いただき、要件に該当される方は申請忘れのないよう、お早めのご申請をお願いいたします。また、事業主様におかれましては、社内に若者奨励金未申請・未交付の社員様がいらっしゃるかどうかのご確認をいただけると幸いです。

若者奨励金の認定等の取扱い

【事業終了時期】 令和5年(2022年)3月31日

※以降は特例を除き認定及び交付申請を受け付けることができません。

※期間内であっても予算を超過した場合は交付を受けられない可能性があります。

Q1. まだ認定申請をしていないのですが。

⇒入社後1年以内などの要件を満たしていれば今からでも申請は可能です。ただし、1回目の交付申請も事業終了までに行う必要がありますので、お早目の申請をお願いいたします。

Q2. 認定は受けたが、1回目の交付申請をしていないのですが。

⇒認定申請時と勤務先、住居等に変更が無ければ今からでも申請は可能です。ただし、令和5年4月以降は申請できません。

Q3. 認定は受けたが、2回目の交付申請をしていないのですが。

⇒2回目の交付申請が可能なお方には郵送で手続きのお知らせをお送りしていますので、内容をご確認いただき、申請手続きを進めてください。ただし、令和5年4月以降は申請できません。

Q4. 2回目のお知らせが届いていない。

⇒2回目の交付申請はおおむね入社してから2年後にできるようになります。例えば、令和3年(2021年)1~12月に入社された方は、令和5年(2023年)6月頃にお知らせが届きます。このように2回目の交付ができるようになる時期が事業終了後となる方の場合は特例で事業終了後も申請が可能です。

Q5. 入社2年以上経つが2回目のお知らせが届かない、または届いたかどうか分からない。

⇒転居されたにも関わらず産業振興推進課に住所変更の手続きをされていない可能性があります。勤務先に変更が無く、市内転居のみの場合は申請できる可能性がありますが、事業終了までに申請を行う必要がありますので、お早目に産業振興推進課へお問い合わせください。

【若者奨励金事業について】

八王子市産業振興部
産業振興推進課



TEL 042-620-7252

メール b092000@city.hachioji.tokyo.jp

【定住促進奨学金返還支援事業について】

八王子市市民活動推進部
学園都市文化課

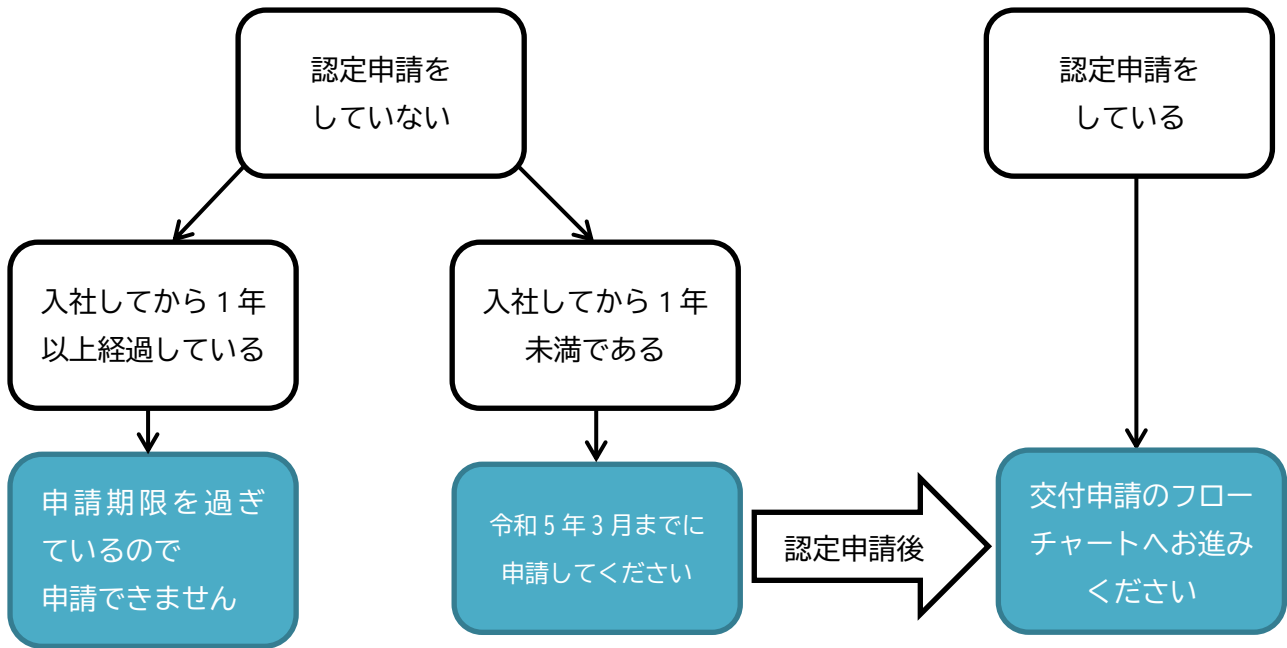


TEL 042-620-7409 メール

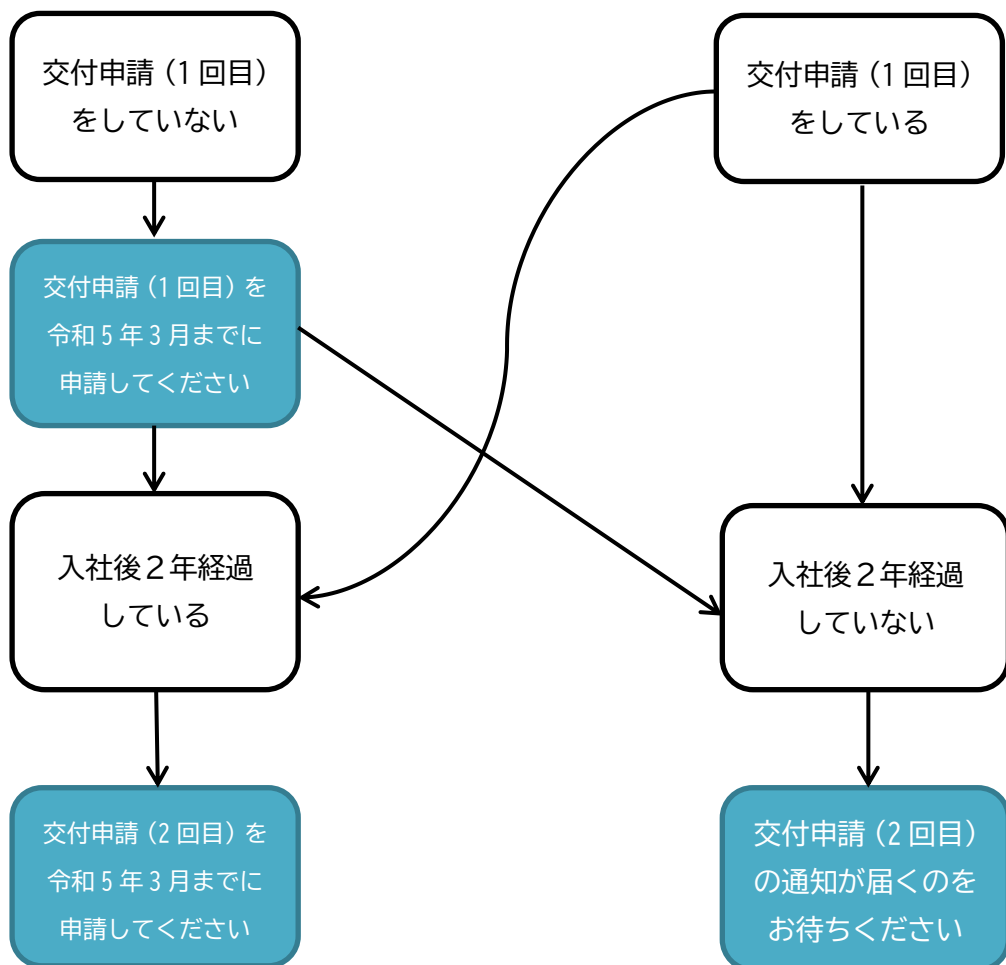
b050800@city.hachioji.tokyo.jp

裏面あり

認定申請フローチャート



交付申請フローチャート（1回目・2回目）



ご不明な点がございましたら市へお問い合わせください